

流山市農業委員会
平成24年第9回
総会議事録

平成24年9月24日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成24年第9回総会議事録

1 期 日 平成24年9月24日(月)

2 場 所 流山市役所305会議室

3 議長名 石井 勇

4 署名委員 1番 小嶋 悦子
2番 小倉 節子

5 出席委員(14名)

1番 小嶋 悦子	2番 小倉 節子
3番 山崎 日出男	4番 中村 彰男
5番 酒巻 孝美	7番 青野 直
8番 水野 敬久	9番 中村 敏則
10番 大作 榮	11番 根本 隆
12番 小林 常男	13番 須郷 英夫
14番 水代 啓司	15番 石井 勇

6 欠席委員(2名)

6番 豊島 啓行 16番 高市 正義

7 書記名 副主査 岡田 敏夫

8 事務局 局長 岡田 一美
次長 吉田 勝実
次長補佐 山口 憲彦

9 会議目次

(1) 議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)	1
(2) 議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)	6
(3) 議案第42号 農用地利用集積計画の決定について	10
(4) 報告第22号 生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について	12
(5) 報告第23号 総合農政検討委員会の報告について	13
(6) 報告第24号 専決処理の報告について	14

開会 午後3時02分

石井議長 開会に当たり、申し上げます。

本日は、高市会長が欠席のため、流山市農業委員会会議規則第8条第2項により、本日の進行につきましては、会長職務代理を務めさせていただいております、私、石井が会長代理を務めさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただ今から平成24年第9回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今のところ、出席委員は16名中13名で、水代委員が後から来るということで、定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

なお、6番、豊島委員、16番、高市会長から、欠席の旨届出がありましたので御報告をいたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

石井議長 異議なしと認めます。

1番、小嶋委員、2番、小倉委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、岡田副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。吉田次長。

吉田次長 お手元に配布させていただきました議案書の会議目次を御覧いただきたいと存じます。

本日、御審議いただく案件は、議案第40号の「農地法第4条の規定による許可申請について」から議案第42号の「農用地利用集積計画の決定について」までの3議案について御審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第22号の「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」から報告第24号の「専決処理の報告について」までの3項目について御報告をさせていただきたいと存じます。

議題の御説明につきましては、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

石井議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

石井議長 なしと認めます。

石井議長 これより議事に入ります。

それでは、議案第40号「農地法第4条の規定による許可申請について」(恒久転用)を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の1ページでございます。

議案第40号

農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第4条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成24年9月24日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに1番でございます。申請者は流山市大畔にお住まいの方でございます。申請がありました土地は、流山市大畔の畑、2筆で、面積は221.26㎡、転用目的につきましては、専用住宅用地とするものです。議案案内図につきましては、1ページと2ページでございます。

次に、議案書の2ページをお開きください。

2番でございますが、申請者は流山市下花輪にお住まいの方でございます。申請がありました土地は、流山市下花輪の畑、3筆で、面積は2,551㎡、転用目的につきましては、太陽光発電設備用地とするものです。議案案内図は、3ページと4ページでございます。

次に、3番でございます。申請者は流山市下花輪にお住まいの方でございます。申請がありました土地は、流山市下花輪並びに桐ヶ谷、上貝塚の畑、合計5筆で、面積は3,956.28㎡、転用目的につきましては、太陽光発電設備用地とするものです。議案案内図につきましては、3ページとひとつ飛びまして5ページから7ページに掛けてでございます。

今月の4条許可申請は、以上の3件でございます。御審議のほどよろしく願い申し上げます。

石井議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第40号「農地法第4条の規定による許可申請について」報告します。

今月の案件は、恒久転用によるものが3件です。

本案については、現地調査と申請者及びその関係者からのヒアリングを行っていません。

まず、1番ですが、転用目的については、専用住宅を建築しようとするものです。申請理由については、現在、母親と兄及び申請者の家族4人の計6人で生活しているということですが、子供の成長に伴い、手狭になってきたため、祖母から相続した農地に専用住宅を建築しようとするものです。

申請地は、流山警察署の北西約200mに位置しており、現地は特に耕作はされていませんでしたが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地

であることから第2種農地と判断しました。

次に、利用計画ですが、申請地には建築面積133.37㎡の専用住宅1棟を建築しようとするものです。

周辺への被害防除対策としては、周囲にはコンクリートブロック及びフェンスを設置し、隣接農地への影響は出ないようにするという事です。

また、用水は井戸を設置し、雨水は地中浸透処理、汚水は合併浄化槽で処理した後、蒸発拡散処理を行います。

次に、資金計画については、建築費が約2,598万円で、申請者の夫が全額金融機関からの借入金で賄う計画であり、金融機関からの融資可能の審査結果票が添付されています。

また、申請者の夫の借入金を利用するに当たり、本人からの承諾書が添付されています。

次に、他法令については、都市計画法が該当し、現在、手続き中です。

なお、申請地以外の残りの農地については、今後同居する予定の母の両親が適正に耕作して行くということです。

次に、2番、3番については、申請者は異なりますが、同一目的であるため、一括して報告します。転用目的については、いずれも太陽光発電設備を設置しようとするものです。

申請理由については、いずれも農業後継者がいないため、農業の将来性が望めないことから、今後の生活手段を考えていたということですが、最近、再生可能エネルギーで発電した電力を、電力会社が固定の価格で買い取ることを義務付ける「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が本年7月1日より施行されました。

そこで、一定の条件を満たす場合に、発電した電力の全量を一定の期間、一定の価格で買い取る全量買取制度が発足したため、計算上では、約10年で元金を返済することが可能であると見込まれることから、経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備を用いて、再生可能エネルギー電気を電気事業者に供給する、いわゆる「特定供給者」として電気事業者に電気を売電し、生活を安定させるためということです。

買取価格は10kW以上の場合、1kWh当たり税込で42円であり、買取期間は20年間ということです。

申請地は4か所に分かれ、いずれも北千葉浄水場の北西約400m以内に位置しており、現地は特に耕作はされていませんでしたが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

次に、利用計画ですが、各申請地には防草シートを全面に敷設し、出力240wの太陽電池モジュールを210枚ずつ設置し、1か所当たり49.5kwhの出力を得る予

定です。

1か所当たり49.5kwhの出力に限定したのは、50kwを超えると電気事業法上、自家用電気工作物となり、電気主任技術者の選任及び保安規定の届出をする必要があるなど制約があるためということです。

周辺への被害防除対策としては、周囲にはフェンスを設置し、隣接農地への影響は出ないようにするという事です。

また、雨水は地中浸透処理を行います。

次に、資金計画については、2番、3番とも建設費が5,900万円で、2番については4,900万円を金融機関から借り入れ、残りの1千万円は自己資金で賄う計画で、金融機関からの融資可能のお知らせ並びに金融機関発行の残高証明書が添付されています。

3番については、3,800万円を金融機関から借り入れ、残りの一部1,900万円は息子が金融機関から借り入れ、不足額200万円は息子の貯金で賄う計画であり、金融機関からの融資可能のお知らせ並びに金融機関発行の残高証明書が添付されています。

また、申請者の息子の借入金並びに貯金を利用するに当たり、本人からの承諾書が添付されています。

次に、他法令については、特に該当はありません。

なお、今後、同一目的の農地転用許可申請が見込まれることから、その対策を講ずる必要があるのではないかという意見がありました。

以上、申請者及びその関係者からのヒアリングや現地調査をもとに、農地法第4条の許可基準となっている「立地基準」や「一般基準」、また、「転用目的別の基準」などから審査を行ったところ、本案については、許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもっていずれも許可相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いします。

(3時12分 水代委員入室)

石井議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

8番(水野委員)太陽光発電のやる場所って、その太陽光発電設備以外のところは一体どうなっているんですか。畑にでもしてあるのか草だらけなのか。

小林委員長 防草シートを一面に敷きます。で、その防草シートは雨水を浸透するそうです。

8番(水野委員)その防草シートは全然草は生えて来ないんですかね。

小林委員長 風でその上に石とか埃とか草とかが落ちて、土が溜まれば草は生えることはあると、それはどうなるかは分からないということでした。一応農協で認定された防

草シートを張るということです。

8番(水野委員)防草シートっていつかは劣化しないんですかね。誰も分からないかもしれないんですけれど。

小林委員長 20年はもつということです。

8番(水野委員)なんか絶対後から草生えてきそうな気がするんですけどね。

小林委員長 多分生えるのではないかと、私も個人的には思います。

8番(水野委員)その時に誰が管理するのかなと思ったんですけども、地主のほかに誰がいるんですかね。

小林委員長 設置者、つまり申請者ですね。

8番(水野委員)分かりました。

石井議長 あの二人は農協青年部にも入っていて、結構やっているんですよ。大丈夫、自分で行いますよ。

8番(水野委員)最初は簡単かもしれないんですけど、面積が広いから、いっぱい生えちゃった時に間に合うのかなという気がしたんですよ。周りですよ、周り。太陽光パネルの下は日陰かもしれないんですけども。

小林委員長 全面ですよ、この2,551㎡と3,956㎡は全面に防草シートを敷いて、そこに210枚のパネルを置く。

8番(水野委員)ですから、太陽光パネルの下は割と日陰になってるから生えないかもしれないんですけども、結局、太陽光パネルのない周り、畑周りは心配だなと思って。

山口次長補佐 それでは、補足させてもらってよろしいですか。今、水野委員からですね御質問のありました草の管理ということなんですけれども、これにつきましては4条ですので、地権者が管理するという話になります。で、防草シートにつきましては、これは太陽光のですね機械の周りという形になります。周辺につきましては、通常地目は雑種地になるのかも分かりませんが、周辺はやはり地権者が管理をすることということで、草刈りは全部やっていただくような形になります。

それでないと、すべてのフェンスが境界から約1mくらいセットバックしたところに造って、その周辺というのは、防草シートも出来ませんので、やはり草刈りは普通の今までの農地の保全と同じような形で、自分の土地の中で草が生えれば、それを刈るという行為はきちんと行う、そういう形になります。

8番(水野委員)はい。

石井議長 ほかに御質問、ありませんか。

(なし)

石井議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第40号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第40号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。
ありがとうございました。

石井議長 次に、議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について」(恒久転用)を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の3ページでございます。

議案第41号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成24年9月24日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに1番でございます。権利者は流山市でございます。申請がありました土地は、流山市駒木台の畑、5筆で、面積は1,327㎡、転用目的につきましては、資材置場用地とするものでございます。議案案内図につきましては、8ページと9ページでございます。

次に、議案書の4ページをお開きください。

2番でございますが、権利者は流山市加にございます協同組合でございます。申請がありました土地は、流山市古間木の畑、1筆で、面積は681㎡、転用目的につきましては、資材置場用地とするものでございます。議案案内図は、10ページと11ページでございます。

次に、3番でございます。権利者は東京都墨田区に会社を設立し、現在は主に流山市名都借にある事業所で業務を営んでおります。次に、申請地ですが、申請地は、流山市名都借の畑、1筆で、589㎡、転用目的につきましては、資材置場用地とするものでございます。議案案内図につきましては、12ページと13ページでございます。

今月の5条許可申請は、以上の3件でございます。御審議のほどよろしく願い申し上げます。

石井議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが3件です。

本案についても、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議しました。

まず、1番ですが、移転の原因は寄附で、転用目的は資材置場を建設しようとする

もので、権利者は流山市です。

申請理由については、申請地は平成6年頃から廃タイヤの不法投棄が行われた農地であり、平成21年には地元自治会や市、県により構成された「駒木台廃タイヤに関する検討会」を設立し、撤去について検討を重ねてきたところ、千葉県環境財団や社団法人日本自動車タイヤ協会からの補助金により、本年3月に廃タイヤの撤去が終了したところであります。

廃タイヤの撤去が達成されたことから、同検討会は本年7月に解散されたということです。

その後、廃タイヤ撤去の際の条件の下に、本年9月に土地所有者から当該地の寄附の申出があったことから、庁内で協議を重ねたところ、環境政策課で所管し、資材置場として使用することになったということです。

このため、流山市長から、申請があったものです。

申請地は、初石病院の北東約300mに位置しており、現地は特に耕作はされていませんでしたが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

次に、事業計画の概要ですが、申請地には砕石を敷き均し、土嚢、砂利、コンクリート資材などを一時的に保管する計画です。

周辺への被害防除対策としては、雨水は場内自然浸透、周囲には土留めを設置し、土砂の流出防止を図る計画です。

次に、申請地は水路で囲まれているため、隣接農地所有者は、いないということでした。

次に、資金計画については、担当課である環境政策課が所有する資材を使用するため、特段の費用は必要がないということです。

また、他法令については、該当がありません。

次に、2番ですが、移転の原因は賃貸借で、転用目的は資材置場を建設しようとするものです。

権利者は、市内の管工事協同組合で、現在の構成員は19社ということです。

事業内容は、組合員の相互扶助の精神に基づき、市水道局からの管工事及びそれに附帯する土木工事・舗装工事の共同受注などで、年商は1億1,734万円ということです。

申請理由については、これまで流山市クリーンセンター内の用地を借りて使用してきたということですが、市が放射能に汚染された焼却灰や汚染土壌の仮置き場として使用するため、移転を余儀なくされたため、適地を探していたということですが、このほど土地所有者の了解が得られたことから、申請があったものです。

申請地は、八木中学校の北約300mに位置しており、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する

農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満である農地であることから第2種農地と判断しました。

なお、現地は既に採石が敷きならされていたため、小委員会のヒアリングの前に、私を始め、各委員から権利者に対し、今後このようなことがないように厳重に注意しました。また、併せて始末書の提出を求め、平成24年9月19日付けで提出されていません。

次に、申請地は東部土地改良区域内の農地であるため、同土地改良区から、平成24年9月3日付けで、土地改良施設の利用を害さないための工事を施すことなど8項目の協議が整うことを条件に意見書が提出されております。

次に、事業計画の概要ですが、砂約15トン、砕石約15トン、油圧ショベルカー1台、バキュームカ 2台を置く計画です。

周辺への被害防除対策としては、雨水は既設の雨水桝に集水し、八木川に放流する計画です。

また、隣接農地への土砂の流出防止のため、鋼矢板による土留めや外周には防風ネットを設置する計画です。

次に、近隣農地所有者に説明を行ったところ、前面の道路整備などの要望があったほか、特に反対意見はなかったということでした。

次に、資金計画につきましては、建設費が150万3千円、賃借料が年額19万円、計169万3千円であり、全額自己資金で賄う計画であり、金融機関発行の残高証明書が添付されております。

次に、他法令については、特に該当はありません。

次に、3番ですが、移転の原因は売買で、転用目的は資材置場を建設しようとするものです。

権利者は、東京都墨田区に住所を置く法人で、平成3年に東京都墨田区に石油類の卸売業を目的とした事業所を設立し、平成5年に事業の本拠地を名都借地先の流山事業所へ移転しています。

現在、流山事業所では主に、エレベーター、パワーゲートや油圧機器などに使用する潤滑油等の卸販売や交換作業を関東一円の事業所に対して行っているということです。

潤滑油等の仕入れは、各機械の用途に合わせ、各石油メーカーから仕入れており、従業員は10人、年商は約8億円ということです。

申請理由ですが、昨年7月の総会で、可燃性・引火性の低い潤滑油を充填したドラム缶及び隣接する自動車整備場で使用する自動車用のエンジンオイルを保管するための屋外貯蔵施設用地として、資材置場を整備し、現在、空きドラム缶を3段ほど横積みしているということですが、積み重ねたドラム缶が突風によって崩れることがあり、その都度積み直しを行っているということです。縦積みになればそれを防げるとい

うことですが、その分面積を必要とすることから、隣接農地について交渉を行ったところ、このほど確保することが出来たため、申請があったものです。

次に、農地区分については、申請地は東消防署の北東約100mに位置し、周辺は、資材置場や物流センター等が連たんしている区域に隣接する農地であることから、第2種農地と判断しました。

次に、利用計画ですが、申請地は、砕石を約1m敷き均し、埋立てを行う計画です。

資材置場の周辺は、H鋼とコンクリート柵板で囲い、高さ約150cmのネットフェンスを設置する計画です。

次に、周辺農地への被害防除対策として、雨水排水は、施設内は砕石敷きのため自然地下浸透式とする計画です。

なお、ドラム缶の保管について消防署と協議したところ、空のドラム缶の保管であるため、特に該当はないということです。

次に、資金計画については、土地代金が445万円、工事費が1,100万円、計1,545万円で、全額自己資金で賄う計画であり、金融機関発行の残高証明が添付されております。

次に、周辺農地所有者への説明は行っており、特に意見はなかったということでした。

次に、他法令につきましては、特に該当はございません。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもってそれぞれ許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

石井議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

8番(水野委員)1番の配置図で、この土地って周りは全部水路なんですかね。周りは全部水路で、搬入路って書いてある所の地所は誰の分なんだか。道路があるんだかないんだか。

小林委員長 搬入路はその水路の上に……

8番(水野委員)鉄板を敷いたり何かするんですけれど、この搬入路と書いてある所って他人の土地でなくて、大丈夫なんですか。

小林委員長 市道です。

石井議長 ほかに御質問ありませんか。

8番(水野委員) 3番ですけれど、権利者は以前もこの申請地の北側の方を購入したと思うんですけれども、今回の申請地のすぐ北側は権利者が全部買ってある土地ですかね。

山口次長補佐 申請地から北側は、前回申請のところは購入です。

8番(水野委員) この3筆は。

山口次長補佐 所有権の移転はされています。

8番(水野委員) なるほど。

山口次長補佐 今回の申請地につきましても、所有権の移転、売買の予定ではありません。許可が出ればという話ですけれど。

8番(水野委員) はあ。で、申請地は田圃ですかね。

山口次長補佐 地目は田ですが、一時ですね、一時転用の許可を得ずに一部埋め立てをしてしまったところです。

8番(水野委員) はあ、なるほど。

山口次長補佐 そこにつきましても、始末書を所有者から取りまして、なお、かつ、申請に併せてですね、畑に現況を復帰していただいて、今回の申請になったということです。

8番(水野委員) 分かりました。

石井議長 ほかに御質問、ありませんか。

(なし)

石井議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第41号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第41号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

石井議長 次に、議案第42号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より、議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の5ページでございます。

議案第42号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりあったので、意見を求める。

平成24年9月24日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月の利用集積は2件で、いずれも新規によるものでございます。初めに1番でございます。まず、権利者ですが、権利者は流山市南流山にお住まいの方で、職業は農業でございます。利用権を設定しようとする土地は、流山市南の畑、1筆で、面積は1,252㎡でございます。議案案内図につきましては14ページでございます。

続きまして、2番でございます。権利者は流山市北にお住まいの方で、職業は農業でございます。利用権を設定する土地は、流山市北の畑、2筆で、1,025㎡でございます。議案案内図につきましては15ページでございます。

今月の利用集積計画につきましては、以上の2件でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

石井議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第42号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が2件であります。

まず、1番でございますが、権利者の職業は農業で年齢は70歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約0.7ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして2名であります。

次に、現地の状況ですが、対象農地の畑は、さといも、なす、きゅうりなどが作付けられておりました。

本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、2番でございますが、権利者の職業は農業で年齢は77歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約1.4ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして4名であります。

次に、現地の状況ですが、対象農地の畑はサツマイモ、柿などが作付けられておりました。

本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、それぞれ承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

石井議長 御苦労さまでした。

なお、本案のうち1番については、須郷委員に關係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、須郷委員に退席を願い先に審

議いたします。

須郷委員の退席を求めます。

(須郷委員退席)

これより、本案のうち1番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第42号のうち1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第42号のうち1番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

須郷委員の除斥を解きます。

(須郷委員入室)

次に、本案のうち2番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第42号のうち2番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第42号のうち2番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

石井議長 次に、報告第22号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の7ページでございます。

報告第22号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について

生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので報告する。

平成24年9月24日報告

流山市農業委員会長 高市 正義

斡旋依頼がありました土地は、流山市十太夫の田、2筆で、1,304平方メートルでございまして、買取り希望価格は記載のとおりでございます。

なお、この土地につきましては、本年の6月25日に開催された農業委員会総会の議案第34号で御審議をいただき、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明で御承認をいただいた方の農地でございます。今後、平成24年10月23日までに買取りの申出がなかった場合には、生産緑地の行為の制限が解除されることになるものでございます。

こちらの議案案内図につきましては、16ページでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

石井議長 ただいま報告がございましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

ありませんか。特にないようですので、次に進みます。

石井議長 次に、報告第23号「総合農政検討委員会の報告について」報告を求めます。青野委員長。

青野委員長 報告第23号「総合農政検討委員会の報告について」報告します。

総合農政検討委員会は、8月24日の第8回総会開催前及び本日開催の総会に先立ちまして、午後1時30分から、委員多数の御出席をいただき開催しました。

今回の検討事項としては、「平成25年度流山市農業施策に関する建議(案)の策定について」を議題としました。

今回の建議(案)の策定に当たっては、平成12年度に策定され平成32年度を目標とした「流山市総合計画」が折り返し点を迎え、一昨年からは、新たな10年間の流山市の方針を示した「流山市後期基本計画」がスタートしております。

その中で、農業の分野については、「都市との調和のとれた農業振興」など、7項目の個別施策が掲げられていることから、委員の皆様からは、この個別施策に沿った御要望をお願いしたところです。

また、平成21年度に施行された改正農地法の趣旨も踏まえ「農地の保全」、「農地の流動化」や「新規就農者の確保」などについて検討を行うとともに、都市化が急速に進み流山市が抱えている「都市農業の継続のための課題や方策」についても念頭に検討を重ねているところです。

今年度の建議については、昨年、11月2日に市長に提出したところですが、その際、建議を行った要望事項について推進されるとともに、その進捗状況を報告するよう併せて市長をお願いをしたところです。

その結果、去る8月24日に開催した総合農政検討委員会において、山崎農政課長からその進捗状況について報告がありました。

その進捗状況については、建議要望事項の提出依頼と併せ、先に御案内したとお

りですが、このほど委員の皆さまから提出のあった77点の御要望について、慎重に検討を行い、現在、建議(案)の策定を進めているところです。

今後は、再度総合農政検討委員会を開催し、建議(案)をまとめ、10月の総会に議案として上程させていただきたいと考えていますので、よろしく願います。

以上で、総合農政検討委員会における農業政策に関する建議の策定に向けた経過等についての御報告を終わらせていただきます。

石井議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

石井議長 特になしですので、次に進みます。

石井議長 次に、報告第24号「専決処理の報告について」報告を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の9ページでございます。

報告第24号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成24年9月24日報告

流山市農業委員長 高市 正義

最初に、1番、農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。

今月の届出は6件で、移転の原因はいずれも相続によるものでございます。

初めに、1番でございますが、届出者は流山市木の方で、平成23年8月24日に農地を取得されました。取得した農地は、流山市木にございます農地、2筆で2,048㎡でございます。

次に、2番でございます。届出者は流山市鱈ヶ崎の方で、平成23年7月7日に農地を取得されました。取得した農地は、流山市木にございます農地、2筆、1,556㎡で、お二人の方が、それぞれ持分2分の1ずつを相続されました。

次に、3番でございます。届出者は流山市北の方で、平成23年7月7日に農地を取得されました。取得した農地は、流山市北及び小屋にございます農地、11筆、6,514㎡で、持分3分の1を相続されました。

続きまして、議案書の10ページをお開きください。

4番でございますが、届出者は流山市北の方で、平成23年7月7日に農地を取得されました。取得した農地は、流山市北及び小屋にございます農地、11筆、6,514㎡で、持分3分の1を相続されました。

次に、5番でございますが、届出者は宮城県仙台市の方で、平成23年7月7日に農地を取得されました。取得した農地は、流山市北及び小屋にございます農地、11

筆、6,514㎡で、持分3分の1を相続されました。

最後に、6番でございますが、届出者は流山市平方の方で、平成24年2月3日に農地を取得されました。取得した農地は、流山市平方にございます農地、12筆で10,543㎡でございます。

今月は、以上の6件でございます。

次に、議案書の11ページでございます。

2番、農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。今月の御報告は4件で、内容につきましてはいずれも記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、転用目的別の内訳につきましては、住宅用地が3件、駐車場が1件ございました。

以上、今月の4条届出の合計といたしましては、4件、7筆、1,895㎡、地目別の内訳は、田が7筆、1,895㎡でございました。

次に、議案書の12ページを御覧いただきたいと思えます。

3番、農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございます。今月の御報告は11件で、内容につきましては、いずれも記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別の内訳につきましては、売買が10件、交換が1件ございました。また、転用目的別といたしましては、住宅用地が10件、資材置場が1件ございました。

以上、今月の5条届出の合計といたしましては、11件、18筆、9,622㎡、地目別の内訳につきましては、田が2筆、636㎡、畑が16筆、8,986㎡でございました。

御報告は、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

石井議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

石井議長 特になさいますので、次に進みます。

石井議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成24年第9回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後3時57分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成24年9月24日

流山市農業委員職務代理者 石井 勇

流山市農業委員会委員 小嶋 悦子

流山市農業委員会委員 小倉 節子